

問い合わせ/市新型コロナワクチンコールセンター(区の0120-110-795・聴覚障がいの方向けFAX543-5749)

ワクチンの追加接種(3回目接種)

日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や高齢 者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが報告され ています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、初回接種(1回目・2回目接種)を 完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

市では、追加接種の接種体制を構築するため、医師会等と調整を図り、準備を進めています。接 種券は、2回目接種の完了から8か月となる月の前月に、順次発送予定です。その他、接種体制や スケジュール、予約方法等の詳細が決定した際は、接種券に同封する文書に記載するほか、広報紙 やHP、SNS等でお知らせします。

対象/初回接種(1回目・2回目接種)を完了したすべての方 ※当面は18歳以上の方が対象 使用ワクチン/1回目・2回目接種に使用したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社ワクチン又 はモデルナ社ワクチン(交互接種も可能) 接種間隔・接種回数/2回目接種完了から8か月以上の間隔をおいて1回接種 接種期間/令和4年9月30日 金まで

·初回接種(1回目・2回目接種)を受けていない方へ

【療養等のために今まで接種できなかった方】

次のとおり予約枠を順次開放しています。なお、予約時間や予約枠数については、ワクチンの供給 状況や予約枠の空き状況により変動します。詳細はコールセンターにお問い合わせいただくか、Web 予約サイトでご確認ください。

接種日時/令和4年1月7日 金以降の各金曜日及び土曜日の13時~13時30分 ※原則3週間後の同じ曜日・時間に2回目接種 接種医療機関/ヘリオス会病院(広田824-1) 予約枠数/金・土曜日ともに各30枠 予約方法/コールセンターに電話又はWeb予約



【新たに12歳になる方】

対象年齢に達した翌月に接種券を発送しています。詳細は、 接種券に同封される文書をご覧ください。なお、12歳の方の 接種機会を確保するため、上記ヘリオス会病院での接種予約 の他に専用枠を設けています。





マイナンバーカードを利用してスマホから

「コロナワクチン接種証明書(電子版)」の取得が可能に

問い合わせ/接種証明書全般=厚労省新型コロナワクチンコールセンター(ひの0120-761770) マイナンバーカード全般=マイナンバー総合フリーダイヤル(ひの0120-95-0178)

現在、海外渡航者に対し紙で発行しているコロナワクチン接種証明書が、スマートフォンの専用ア プリからマイナンバーカードによる本人確認を行い申請することで、国内用及び海外用の電子版接種 証明書を取得できるようになります。

利用開始時期等の詳細は決まり次第、市HPやSNS、広報紙等でお知らせします。なお、国内における接種事実の証明には、引き続き、予防接種済証等が利用できます。

【証明書の取得の流れ】

①スマホで接種証明書のアプリをダウンロード
※スマホはマイナンバーカードが読み取れるものに限る
②マイナンバーカード+4桁の暗証番号(マイナンバーカードの受取時に設定した番号)で申請
③パスポートの情報をアプリで読み取り
④接種情報を2次元コード付き接種証明書の形でアプリに交付

【確定申告はパソコンやスマホから!】問い合わせ/上尾税務署(☎048-770-1800)

混雑する税務署に出向かなくても、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、 スマートフォンやパソコンからe-Taxで送信できます。

パソコンから

マイナンバーカードをICカードリーダライタで 読み込み、暗証番号を入力して送信

令和4年1月以降からICカードリーダライタ がなくても、パソコン画面に表示された2次元 コードをスマートフォンで読み取れば、マイナ ンバーカードを使って送信可能になります!

スマホから

「マイナポータルアプリ」をインストールし て、マイナンバーカードを読み取り送信

※マイナンバーカードや対応する端末を持っていない場合は「ID・パスワード方式」での送信が可能です。※ID・パスワードは、全国どこの税務署でも発行できます(運転免許証等の本人確認書類をお持ちください)

償却資産の申告は1月31日月まで

申告対象となる方や令和3年中に法人市民税の「法人設立(設置)届」を提出された方などには、12月上旬に申告書類を郵送しています。 その他/課税標準額が150万円に満たない方には、申告書の発送をしていません。詳細は市 HPをご覧ください

問い合わせ/税務課家屋担当(内線2263~ 2265)

申告用の納付額確認書を交付

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及 び介護保険料を口座振替で納付した方に、保 険税(料)の納付額確認書を1月下旬までに郵送 します。

納付書で納付した場合などで納付額確認書 が必要な方は、国保年金課、介護保険課又は 両支所福祉グループに申請してください。 問い合わせ/国民健康保険税・後期高齢者医 療保険料=国保年金課(内線2653・2663) 介護保険料=介護保険課(内線2673・2675)

 $\boxed{13}$